

# 第三セクター法人の倒産

—— フェニックスリゾートの事例から ——

## A Bankrupt Quasi-Government Corporation

—— The Case of Phoenix Resort, Ltd. ——

阪 田 正 大  
Masahiro Sakata

### 要 約

現在、不況に伴って第三セクター法人の倒産が増加している。特に、第三セクター法人のなかでも、フェニックスリゾート株式会社は2001年2月に2,762億円の負債をかかえ会社更生法による更生手続を申請し、第三セクター法人最大の倒産といわれた。本稿は、地方公共団体が経営参加する第三セクター法人に注目し、フェニックスリゾートの第1期から第12期（1988年12月から2000年3月）を例にとり、貸借対照表および損益計算書から第三セクター法人の会計分析および財務分析を行う。その結果、同社の事業計画が不適切であり、さらに住民への会計情報公開の遅れから、経営悪化が進展するとともに、地方公共団体が出資以外に補助金を投入することになったことがわかった。このことから、第三セクター法人は地域住民に会計情報を公開すべきことを論じ、地方公共団体が第三セクター法人を支援する際の経営分析について検討する。

キーワード：第三セクター、フェニックスリゾート、倒産、会計分析、財務分析、経営分析

### 目 次

第1章 序 論	第3章 第三セクター法人と財務分析
第2章 第三セクター法人と会計分析	第4章 結 論

## 第1章 序 論

### 1-1 問題の所在—第三セクター法人倒産件数の増加—

現在、不況に伴って民間企業の経営破たんが増えている。同様に、地方公共団体が出資している第三セクター法人の倒産も増加している。2001年1月から12月においては、第三セクター法人の倒産が22件発生しており、前年比で14件増と急増している<sup>1)</sup>。

総務省の2001年（平成13年）度調査によれば、地方公共団体が25%以上出資している全国の第三セクター法人<sup>2)</sup>の数は、2001年3月31日現在において6,834法人であり、2000年度末（6,794法人）

に比べて、「40法人、0.6%の微増<sup>3)</sup>」となっている。そして、同年7月1日現在においては、6,791法人のうち35.0%の2,377法人が赤字となっている。さらに、業務別では運輸の369法人中156法人（42%）、リゾート開発などの「観光・レジャー」の1,206法人中476法人（39%）、「地域・都市開発」の520法人中193法人（37%）が赤字となっており、これら3分野の赤字合計額は1,250億円で、全体の72%を占めている<sup>4)</sup>。

3) 自治省財政局「第三セクターの状況に関する調査結果」総務省広報誌平成14年2月号20頁（2002年）、さらに、総務省「総務省広報誌平成14年2月号」総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/soumu/koho/0202/0202\\_f.3.html](http://www.soumu.go.jp/soumu/koho/0202/0202_f.3.html)、2003年1月8日現在）

4) 福井 明「第三セクター：全国で35%が赤字 総務省の01年度調査」毎日新聞（東京）2001年12月30日、さらに、毎日新聞社「Mainichi INTERACTIVE 記事全文」毎日新聞社ホームページ（<http://www.mainichi.co.jp/news/selection/archive/200112/30/20011231k0000m010027000c.html>、2003年1月8日現在）

1) 帝国データバンク「第18回：第3セクター経営実態調査」帝国データバンクホームページ（<http://www.tdb.co.jp/watching/press/p020104.html>、2003年1月8日現在）

2) 1-2参照。

特に、第三セクター法人のなかでも、フェニックスリゾート株式会社は2001年2月に2,762億円（グループ企業を併せると3,261億円）の負債をかかえ会社更生法（昭和27年6月7日法律第172号）による更生手続を申請し、第三セクター法人最大の倒産といわれた<sup>5)6)7)</sup>。

### 1-2 第三セクターの概念

総務省による第三セクターの定義<sup>8)</sup>によれば、商法（明治32年3月9日法律第48号）および有限会社法（昭和13年4月5日法律第74号）の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社若しくは有限会社からなる「商法法人」又は民法（明治29年4月27日法律第89号）の規定（民法第34条）に基づいて設立された社団法人若しくは財団法人からなる「民法法人」であって、地方公共団体が25%以上出資している法人（複数の地方公共団体が合計で25%以上出資している法人を含む）である。しかし、この定義によれば、「事業活動の範囲が全国的な法人又は複数のブロックにわたる広域的な法人若しくは全国規模で設立されている法人」および「銀行等金融機関又は広域的に事業を行う電力会社若しくはガス会社」は除かれる。さらに、同定義によれば「地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、社会福祉法人、信用保証協会等、民法又は商法（有限会社法を含む）の規定に基づかず設立された法人」は第三セクター法人ではないことになる。

同省の定義は、官民共同出資という広義の第三セクター法人の概念と比較すると明確なものとなっている。しかし、地方公共団体が25%未満の出資しかしていない場合には、第三セクター法人ではないことになり、地方公共団体が出資する法人の

経営について正確な実態の把握は困難となる。

### 1-3 本研究の目的

筆者は、第三セクター法人の最大の特徴は地方公共団体が経営に関与しているということであると考へ、地方公共団体が経営参加することによる住民と第三セクター法人の関係に注目する。そして本稿では、民間の株式会社との比較により第三セクター法人の会計分析および財務分析を検討するため、株式会社形式をとる第三セクター法人を取り上げる。

また、民間企業では効率性のみで業績を把握すれば足りると考えられるが、第三セクター法人では地方公共団体が経営に関与していることから、その効果および有効性にも注目する必要がある<sup>9)</sup>。例えば、第三セクター法人の設立目的を地方公共団体からみると、設立の効果がその費用に対して十分あると認められれば、赤字となる事業であっても参入することもあると考えられる。しかし、公共事業についての費用および効果の計測については統一的な手法はなく<sup>10)</sup>、その評価基準設定の遅れが指摘されている<sup>11)</sup>。このことは、第三セクター法人についても同様であり、有効性についての検討は重要である。そして、このような点が、赤字となる第三セクター法人の設立の原因となっていると筆者は考へる。しかし本稿では、民間企業と同様の経営分析を行い、民間企業との比較を行う。具体的には、フェニックスリゾートの第1期（1988年12月から1989年3月）ないし第12期（1999年4月から2000年3月）<sup>12)13)</sup>を例にとり、貸借対照表および損益計算書から第三セクター法人の経営戦略分析、会計分析および財務分析を行う。

### 1-4 フェニックスリゾートの概要

フェニックスリゾートは、宮崎県と宮崎市がそれぞれ25%ずつ、残りを民間企業11社が出資して、

5) 毎日新聞社「シーガイア：経営のグループ3社倒産 負債3261億円」毎日新聞（東京）2001年2月19日、さらに、毎日新聞社「Mainichi INTERACTIVE 記事全文」毎日新聞社ホームページ（<http://www.mainichi.co.jp/news/selection/archive/200102/19/0219e072-200.html>、2003年1月8日現在）  
6) 東京商工リサーチ「大型倒産情報」東京商工リサーチホームページ（[http://www.tsr-net.co.jp/topics/oogata/2001/o2001\\_01-12.html](http://www.tsr-net.co.jp/topics/oogata/2001/o2001_01-12.html)、2003年1月8日現在）  
7) 帝国データバンク「倒産情報」帝国データバンクホームページ（<http://www.db.co.jp/tosai/syosai/352.html>、2003年1月8日現在）  
8) 自治省「第三セクターの状況に関する調査結果について」総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/news/001218.html>、2003年1月8日現在）

9) 山本 清「業績評価の理論と手法(一)」会計と監査37巻12号、23-27頁（1986年）  
10) 建設省『『社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針』の策定について』国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/bbyc/shishin.htm>、2003年1月8日現在）  
11) 山本 清『政府会計の改革—国・自治体・独立行政法人会計のゆくえ』224頁（中央経済社、2001年）  
12) 本稿で使用するフェニックスリゾートの貸借対照表および損益計算書は、宮崎県情報公開条例に基づく公文書開示申出によって宮崎県から手入したものである。  
13) フェニックスリゾート「営業報告書」（1989年ないし1992年）、フェニックスリゾート「計算書類（商法第281条第1項に基づく書類）」（1993年ないし2000年）

1988年12月27日に資本金1億5,000万円で設立された。

フェニックスリゾートは、総合保養地域整備法(昭和62年6月9日法律第71号)いわゆる「リゾート法」の指定第1号となった大規模海洋型のリゾート施設である「シーガイア」を経営していた。同社の主な事業所は、「ホテルオーシャン45」<sup>14)</sup>に代表される宿泊施設と「オーシャンドーム」に代表されるスポーツ・娯楽施設である。第12期における事業所別売上高の構成比は、宿泊施設が54.63%、スポーツ・娯楽施設が29.32%である<sup>15)</sup>。

同社は、出資者である民間企業のなかでも、同社の株式の25.8%を保有するフェニックス国際観光株式会社から取締役の出向を受けており、「同社及び同社の関連会社である北郷フェニックスリゾート株式会社と一体となって」<sup>16)</sup>営業展開を行っていた。フェニックスリゾートは、「当初の計画では、年間入場者数550万人、売上高750億円と見込んでいた」<sup>17)</sup>が、1999年度末の未処理損失は1,218億円に達し、第三セクター法人で初めて会社更生法の適用申請をすることとなった。

なお、フェニックスリゾートは、アメリカ合衆国の投資会社リップルウッド・ホールディングス(Ripplewood Holdings L.L.C.)により約162億円で買収され、会社更生手続も2001年10月5日に終了している。リップルウッド・ホールディングスは、宿泊施設をアメリカのホテル運営会社スターウッド ホテル&リゾート ワールドワイド Inc.<sup>18)</sup>(Starwood Hotels & Resorts Worldwide, Inc.)等に経営を委託して再建を進めている。

## 第2章 第三セクター法人と会計分析

### 2-1 第三セクター法人の会計分析

第三セクター法人は、地方公共団体が経営に関与していることから、その経営は住民にも影響を

及ぼす。このことから、第三セクター法人の設立および運営については、法人自体の利益が住民の利益として反映されなければならない。さらに、住民によるモニタリングによって「組織の不正・秘密を暴露して、権力が腐敗する温床」<sup>19)</sup>を減少させることもできるだろう。筆者は、会計情報の公開が、住民によるモニタリングの面から特に重要であると考え。地方公共団体の会計情報公開の目的は、基本的に(1)アカウントビリティの確保、(2)合意形成の支援、(3)透明性の向上の3つであるといわれる<sup>20)</sup>。特に、会計情報の公開は、アカウントビリティの確保というばかりではなく、「民主的な決定を行う情報基盤の観点からも不可欠である」<sup>21)</sup>。

ここでは、「会計が企業実態をどの程度把握しているかを評価すること」<sup>22)</sup>を目的に、フェニックスリゾートの貸借対照表および損益計算書の注記から、同社が会計情報をどのように把握していたかを分析する。

### 2-2 フェニックスリゾートの貸借対照表および損益計算書についての注記

表1に、フェニックスリゾートの貸借対照表および損益計算書についての注記を示す。

#### 2-2-1 重要な会計方針

##### 1 棚卸資産(商品及び貯蔵品)の評価方法及び評価基準

フェニックスリゾートでは、たな卸資産(商品及び貯蔵品)の評価方法及び評価基準として、「最終仕入原価法」を採用している。これは、法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)および法人税法施行令(昭和40年3月31日政令第97号)により定められた評価方法である(法人税法第29条第1項、法人税法施行令第31条、同施行令第28条第1項第1号ト)。

最終仕入原価法とは、「期末に最も近い時において取得したものの単価をもって期末棚卸品の評

14) 3-3-1参照。同ホテルは、2002年に「シェラトン・グランデ・オーシャンリゾート」に改称した。

15) フェニックスリゾート・前掲注13)・計算書類1頁(第12期、2000年)

16) フェニックスリゾート・前掲注13)・計算書類(第9期ないし第12期、1997年ないし2000年)

17) 醍醐 聰『自治体財政の会计学』87頁(新世社、2000年)

18) スターウッド ホテル&リゾート ワールドワイド「会社概要」スターウッド ホテル&リゾート ワールドワイドホームページ(<http://www.starwood.co.jp/global/profile.html>, 2003年1月8日現在)

19) 山地秀俊『情報公開制度としての現代会計』254頁(同文館出版、第3版、1999年)

20) 山本・前掲注11)・政府会計184頁

21) 山本・前掲注11)・政府会計183頁

22) K.G.パレブ, V.L.バーナード, P.M.ヒーリー著, 斉藤静樹監訳, 筒井知彦ほか訳『企業分析入門』35頁(東京大学出版会、1999年)

表1 フェニックスリゾートの損益計算書における注記

(単位：円)

科 目	第1期 1988年12月27日 ～1989年3月31日		第2期 1989年4月1日 ～1989年6月30日		第3期 1989年7月1日 ～1989年9月30日		第4期 1989年10月1日 ～1989年12月31日		第5期 1989年1月1日 ～1989年3月31日		第6期 1989年4月1日 ～1989年6月30日		第7期 1989年7月1日 ～1989年9月30日		第8期 1989年10月1日 ～1989年12月31日	
	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方
1 有価証券																
(1) 有価証券の取得が従来の取得基準 (2) 有価証券(繰上償還債)の計 算方法及び償還基準																
(3) 有価証券の減価償却方法																
(4) 無形固定資産の減価償却方法																
(5) 繰上償還債の取得方法 償還費 償還費																
(6) 有価証券の公平価値																
(7) 引当金の繰上基準 引当引当金																
(8) 固定資産の取得に係る支払利息 入額																
(9) リース取引の処理方法																
2 子会社に対する金融債権、金融債 権の取引 金融債権 金融債権 戻付金融債権 戻付金融債権																
(3) 売上債 引取外債の取引 引取外債の減価償却累計額																
4 リース資産																
5 租税に上っている資産 (1) 建物及び建物用資産 (2) 土地及びリース物 (3) 構築物用資産																
6 1年度分の引取外債 7 繰上償還債第1年度4月中に規定 する引取外債																
8 借入金及び非控償借出に係る未払 金																
9 補助金受取																

価を行う方法<sup>23)</sup>である。企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書（昭和37年8月7日大蔵省企業会計審議会中間報告）第四によれば、「期末たな卸資産の一部だけが実際取得原価で評価され、他の部分は時価に近い低い価額で評価される可能性が多」いため、「無条件にこの評価方法を純然たる取得原価基準に属する方法と解することは妥当ではない」とされている（企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四 第一二 5）。

## 2 有形固定資産の減価償却方法

ホテル業<sup>24)</sup>では、「総資産のうち約70%~80%が有形固定資産である<sup>25)</sup>」といわれる。このことから、有形固定資産の減価償却方法が重要となる。

フェニックスリゾートでは、有形固定資産の減価償却の方法として、「定額法」を採用している。定額法とは、固定資産の取得原価を耐用年数にわたって、期間ごとに均等額を配分することである。

## 3 繰延資産の処理方法

フェニックスリゾートでは、繰延資産には「開業費」および「開発費」を計上し、その処理方法は「5期間による均等償却」としている。

開業費とは、会社設立後から営業開始までの間に支出された「開業準備のための費用<sup>26)</sup>」である。商法の規定によれば、開業の後5年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない（商法第286条ノ2）。そして開発費とは、新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のために支出した費用である（同法第286条ノ3）。これは、生産能率の向上、または、生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替を行った場合等の費用で、経常費の性格を持たないものである（財務諸表等規則取扱要領103）。

フェニックスリゾートでは、1993年7月（第6期）にオーシャンドームおよびゴルフ場など第1期施設を開業し、続いて1994年10月（第7期）に第2期施設であるホテルオーシャン45および国際会議場「ワールドコンベンションセンター サミット」を営業開始し、施設全面開業となった。した

がって、開業費は5期間による均等償却となっているが、見かけ上、計算書類には第5期から第10期（1992年4月1日から1998年3月31日）までの計6期間において計上されている。そして開発費は、第7期から第12期（1994年4月1日から1999年3月31日）までの計5期間において計上されている。しかし、同社における開発費の具体的な内容は、同社の計算書類<sup>27)</sup>からは不明である。

## 4 引当金の計上基準

フェニックスリゾートでは、引当金として「貸倒引当金」、「賞与引当金」および「退職給与引当金」を計上している。ここでは、貸倒引当金に注目する。貸倒引当金とは、金銭債権の「取立不能見込額または貸倒見積額を明らかにし、かつその資産の決算日現在の貸借対照表価額を明らかにするもの<sup>28)</sup>」である。金融商品に係る会計基準（平成11年1月22日 企業会計審議会）は、貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を、一般債権、貸倒懸念債権、そして破産更生債権等に区分し（金融商品に係る会計基準第四 貸倒見積高の算定 一 債権の区分）、それぞれ算定方法を定めている（同 二 貸倒見積高の算定方法）。

フェニックスリゾートは、第10期（1997年4月1日から1998年3月31日）から貸倒引当金を「法定繰入率による繰入限度相当額のほか、個別の債権内容を検討して計上」している。しかし第11期（1998年4月1日から1999年3月31日）には、貸倒引当金を「法定繰入率限度額部分を実績繰入率による繰入限度額に変更」している。これは、法定繰入率が平成10年度税制改正により、平成10年度（1998年度）から平成14年度（2002年度）までの間に段階的に縮小され、廃止されることを受けたものである。しかし、同社における変更額は「軽微<sup>29)</sup>」であるとしている。

### 2-2-2 子会社に対する金銭債権、金銭債務及び取引高

フェニックスリゾートは、1996年7月23日（第

23) 武田隆二『最新財務諸表論』204頁（中央経済社、第6版、1998年）

24) 3-3-1参照。

25) 井上博文『ホテル会計制度』29頁（明現社、1995年）

26) 武田・前掲注23)・財務諸表論312頁

27) フェニックスリゾート・前掲注13)・計算書類（第5期ないし第11期、1993年ないし1999年）

28) 広瀬義州『財務会計』179頁（中央経済社、第2版、2000年）

29) フェニックスリゾート・前掲注13)・計算書類10頁（第11期、1999年）

9期)に子会社であるフェニックスリネンサービス株式会社を資本金1,000万円、持株比率100%で設立している。フェニックスリネンサービスの主要な事業内容はクリーニング業であり、同社の開業に伴い、フェニックスリゾートが所有していたランドリー工場は営業を停止している。図1に、フェニックスリゾートのフェニックスリネンサービスに対する金銭債権、金銭債務および取引高を示す。フェニックスリゾートの計算書類<sup>30)</sup>からは、フェニックスリネンサービスの売上高および当期利益のみしか知ることができない。表2に、フェニックスリネンサービスの売上高および当期利益を示す。同表から、フェニックスリネンサービスは、設立から3期にわたり利益が減少し続けていたことがわかる。さらに、図1および表2から、第12期(1999年4月1日から2000年3月31日)においてはフェニックスリゾートのフェニックスリネンサービスに対する取引高およびフェニックスリネンサービスの当期利益が上昇していることがわかる。しかし、この理由については、不明である。

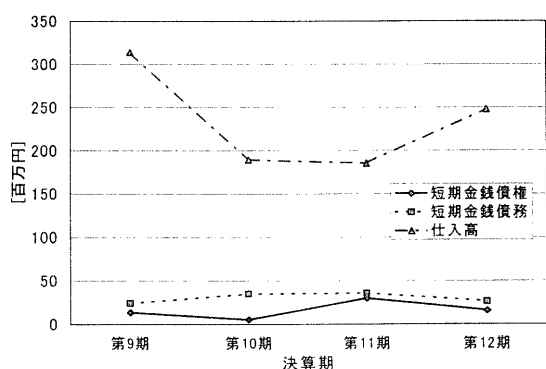


図1 フェニックスリゾートの子会社に対する金銭債権、金銭債務および取引高

表2 フェニックスリネンサービス株式会社の売上高および当期利益

(単位：千円)

科目	第9期 (1996年7月23日 ～1997年3月31日)	第10期 (1997年4月1日 ～1998年3月31日)	第11期 (1998年4月1日 ～1999年4月31日)	第12期 (1999年4月1日 ～2000年3月31日)
売上高	269,193	375,033	367,580	331,139
当期利益	311	▲ 4,167	▲ 6,335	7,709

(注) 決算期名は、フェニックスリゾートのそれを準用している。

## 2-2-3 商法第290条第1項第4号に規定する超過額

商法第290条第1項第4号に規定する超過額とは、資本準備金および利益準備金(商法第290条第1項第2号)の合計額に対して、貸借対照表の資産の部に計上した開業準備費(同法第286条ノ2)および開発費等(同法第286条ノ3)の合計額が超過する額である。

資本準備金および利益準備金の額は明らかではない。しかし前述のように、フェニックスリゾートでは、開業費を第5期から第10期(1992年4月1日から1998年3月31日)までの間で均等償却しており、商法第290条第1項第4号に規定する超過額は第5期から第10期(1992年4月1日から1998年3月31日)まで計上されている。

## 2-2-4 借入金及び未払費用並びに未払金

フェニックスリゾートは、借入金及び未払費用並びに未払金について、第12期(1999年4月1日から2000年3月31日)においてのみ、注記に記載している。借入金及び未払費用並びに未払金については、第12期において、「金融機関等に対して、平成11年9月末日より平成12年3月30日までに返済期限が到来する借入金の返済猶予と平成11年10月1日より平成12年3月31日までの期間に係る金利の減免を要請しておりましたが、株式会社第一勧業銀行他5社については応諾されましたが、その他の金融機関等については交渉中であります<sup>31)</sup>とされている。第一勧業銀行は、フェニックスリゾートの株式は保有していないが、同社の主な借入先として1,481億円の融資を行っている<sup>32)</sup>。

30) フェニックスリゾート・前掲注13)・計算書類(第9期ないし第12期, 1997年ないし2000年)

31) フェニックスリゾート・前掲注13)・計算書類11頁(第12期, 2000年)

32) フェニックスリゾート・前掲注13)・計算書類4頁(第12期, 2000年)

## 2-2-5 補助金受贈益

補助金受贈益についての注記も、第12期（1999年4月1日から2000年3月31日）においてのみである。この補助金受贈益とは、「財団法人宮崎コンベンション・ビューローからの国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金補助事業による補助金」である。

企業会計原則注解（昭和57年4月20日）は、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができるとしている（企業会計原則注解 注24国庫補助金等によって取得した資産について）。これは、いわゆる圧縮記帳とよばれるもので、国庫補助金の支給対象となった資産の取得原価から、国庫補助金の金額だけ引下げた額を貸借対照表の評価額とする記帳法である<sup>33)</sup>。しかし、同社は圧縮記帳を行っていない。これは、当該補助金によって新たに資産を取得していないためであると考えられる。

宮崎コンベンション・ビューローは、「コンベンションの誘致、主催者に対する支援などを行うことにより宮崎県内におけるコンベンションの振興を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的として宮崎県・宮崎市・宮崎商工会議所・民間企業等の支援により設立、運営されている」<sup>34)</sup>財団法人である。国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金は、宮崎県が1999年に60億円を拠出して創設した「観光・リゾート産業を支援することにより」<sup>35)</sup>宮崎県の「経済の安定や雇用の確保を図るとともに、国際コンベンション・リゾート宮崎の振興」を図るために設置されたものである。図2に、フェニックスリゾートへの公的資金の流れを示す。この補助金は、宮崎県から拠出されたものであり、出資金以外に税金を投入することとなっている。

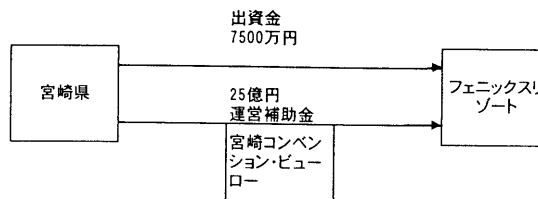


図2 フェニックスリゾートへの公的資金の流れ

## 2-3 第三セクター法人における会計分析についての私見

フェニックスリゾートの情報開示は、長らく非公開となっていたが、2000年1月26日によく一般に公開された<sup>36)</sup>。このことから、同社の情報開示の質は劣っていたといえる。第三セクター法人は地方公共団体が経営に関与していることから、単にアカウンタビリティの観点から情報公開をするだけではなく、住民がその経営に参加できることが重要であると考えられる。住民が第三セクター法人の経営に参加することができるようになるためには、(1)決算統計の公開、(2)受益と負担および財源の公開が必要であろう<sup>37)</sup>。

そして、第三セクター法人について、利害関係者である住民に広く情報を公開することにより、適切な経営が促されると考える。さらに、情報を公開する相手方については、市民オンブズマンなどのある特定の団体のみではなく、広く住民に公開されるべきであろう。確かに、情報公開制度は、市民オンブズマンによって活用され、各種の不正支出の実態を明るみにしている<sup>38)</sup>。しかし、市民オンブズマンなどのある特定の団体のみでは、その団体の利益が異なることから、その見解にも偏りがあると筆者は考える。そして、第三セクター法人を設立する際には、議会の承認が必要であるが、いったん設立されてしまえば、その後のモニタリングは可能であるけれども、頻繁にはなされないと考える。このことが、第三セクター法人の経営改善に繋がらない一因であろう。議会によるモニタリングは、チェック機能として重要であるが、これも議員の支持基盤から偏りがあるかもしれない。このことから、第三セクター法人を適切にモニタリングするためには、モニタリング機関

33) 武田・前掲注23)・財務諸表論377頁

34) 宮崎コンベンション・ビューロー「事業紹介」宮崎コンベンション・ビューローホームページ (<http://www.mcb.or.jp/work/index.htm>, 2003年1月8日現在)

35) 宮崎県企画調整部企画調整課「(4)観光・リゾートの振興－国際コンベンション・リゾート宮崎の構築」宮崎県ホームページ (<http://www.pref.miyazaki.jp/kikaku/kikaku/ugoki2000/06sangyo43.htm>, 2003年1月8日現在)

36) 醍醐・前掲注17)・自治体財政87頁

37) 山本・前掲注11)・政府会計193頁以下

38) 西尾 勝『行政学』396頁（有斐閣、新版、2001年）

が多い方がよく、広く住民に公開し、住民から希望すればすぐに閲覧できる制度にすることが有効であると考えます。

### 第3章 第三セクター法人と財務分析

#### 3-1 第三セクター法人の財務分析

1-1で述べたように、第三セクター法人の多くが経営難に陥っている一方、官民の共同出資による経営責任の不明確さが指摘されている<sup>39)</sup>。そこで、自治省通知「第三セクターに関する指針について」(平成11年5月20日自治政第45号)は、第三セクター法人の設立と運営の指導監督についての留意事項を示している。特に、同通知「第3運営の指導監督についての留意事項」によれば、損益計算書および貸借対照表から経営の予備的診断を行うことが適当であるとされている。こうした中、経営改善に成功した事例もある<sup>40)</sup>。

特に倒産防止の面から、第三セクター法人の経営における財務分析は不可欠である。第三セクター法人の財務分析により、「自治体と民間企業が共同出資した組織で、無責任経営体質に陥りやすい」<sup>41)</sup>といわれる第三セクター法人の経営体質の特徴を財務会計の側面から分析する。経営分析の手法および手法にも一般的な基準はない。しかし、例えば株式会社帝国データバンク<sup>42)</sup>では、既存の第三セクター法人の健全性を分析するために、自己資本が資本金を上回っている「安定経営」、自己資本が資本金を下回っている「債務超過懸念」、そして自己資本合計がマイナスの「債務超過」という指標を用いている<sup>43)</sup>。

#### 3-2 フェニックスリゾートの財務分析

ここでは、フェニックスリゾートの第1期(1988年12月から1989年3月)ないし第12期(1999年4月から2000年3月)<sup>44)</sup>を例にとり、貸借対照表およ

39) 佐藤鉄男「第3セクター企業の倒産と地域住民」河野正徳、中島弘雅編『倒産法大系—倒産法と市民保護の法理』222頁(弘文堂、2001年)

40) 総務省自治財政局地域企業経営企画室『第三セクターの経営改善等に関する事例集』総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/c-zaisei/jirei/mokuji.html>, 2003年1月8日現在)

41) 福井・前掲注4)参照。

42) 帝国データバンク「TEIKOKU DATABANK, LTD.」帝国データバンクホームページ(<http://www.tdb.co.jp/>, 2003年1月8日現在)

43) 帝国データバンク・前掲注1)参照。

44) 前掲注12)参照。

び損益計算書から、収益性、健全性、成長性をみる<sup>45)</sup>。さらに、同社の倒産原因についても検討する。

表3に、フェニックスリゾートの貸借対照表(1999年3月31日現在および2000年3月31日現在)を示す。そして、表4に、フェニックスリゾートの損益計算書(1988年12月27日から2000年3月31日)を示す。

#### 3-2-1 フェニックスリゾートの収益性

まず、フェニックスリゾートの税引後当期損失をみでみる。ここで、同社の特別損失は固定資産除却損である。

表3-1 フェニックスリゾートの貸借対照表  
(1999年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,244	流動負債	125,175
現金・預金	1,629	買掛金	730
売掛金	1,062	未払金	473
棚卸資産	390	賞与引当金	254
その他	1,163	その他	123,718
固定資産	153,201	固定負債	143,482
有形固定資産	152,718	長期借入金	139,727
建物	93,241	その他	3,755
建物附属設備	31,640	負債合計	268,657
構築物	7,323		
土地	11,283	資本金	300
その他資産	9,231	欠損金	111,512
無形固定資産	172	(うち当期損失)	(17,614)
投資等	311	資本合計	▲ 111,212
資産合計	157,445	負債・資本合計	157,445

表3-2 フェニックスリゾートの貸借対照表  
(2000年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,292	流動負債	139,047
現金・預金	1,856	買掛金	849
売掛金	1,128	未払金	2,006
棚卸資産	495	賞与引当金	148
その他	813	その他	136,044
固定資産	146,349	固定負債	133,160
有形固定資産	145,677	長期借入金	129,341
建物	90,961	その他	3,819
建物附属設備	28,599	負債合計	272,207
構築物	6,734		
土地	11,283	資本金	300
その他資産	8,100	欠損金	121,866
無形固定資産	326	(うち当期損失)	(10,354)
投資等	346	資本合計	▲ 121,566
資産合計	150,641	負債・資本合計	150,641

45) 永野則雄『会計記事がわかる財務諸表論』58頁(白樹書房、第2版、2000年)



表4 フェニックスリゾートの損益計算書 (1988年12月27日～2000年3月31日)

(単位：千円)

科 目	第1期 (1988.12.27 ～1989.3.31)	第2期 (1989.4.1 ～1990.3.31)	第3期 (1990.4.1 ～1991.3.31)	第4期 (1991.4.1 ～1992.3.31)	第5期 (1992.4.1 ～1993.3.31)	第6期 (1993.4.1 ～1994.3.31)
営業収益	-	-	-	-	-	6,693,175
売上高	-	-	-	-	-	6,693,175
営業費用	218	3,890	48,823	242,709	886,555	14,682,674
営業損失	218	3,890	48,823	242,709	886,555	7,989,498
営業外収益	1,091	7,598	11,230	41,312	15,427	214,137
営業外費用	1,772	7,380	35,626	156,857	555,244	2,900,941
経常損失	899	3,672	73,219	358,254	1,426,372	10,676,302
特別利益	-	163	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-	-	904
税引前当期損失	899	3,508	73,219	358,254	1,426,372	10,677,207
法人税、住民税及び事業税	-	250	250	500	890	1,784
当期損失	899	3,758	73,469	358,754	1,427,262	10,678,992
前期繰越損失	-	899	4,657	78,126	436,880	1,864,142
当期末処理損失	899	4,657	78,126	436,880	1,864,142	12,543,134

科 目	第7期 (1994.4.1 ～1995.3.31)	第8期 (1995.4.1 ～1996.3.31)	第9期 (1996.4.1 ～1997.3.31)	第10期 (1997.4.1 ～1998.3.31)	第11期 (1998.4.1 ～1999.3.31)	第12期 (1999.4.1 ～2000.3.31)
営業収益	14,333,636	21,922,726	20,547,528	19,889,489	19,320,537	18,556,485
売上高	14,333,636	21,922,726	20,547,528	19,889,489	19,320,537	18,556,485
営業費用	27,082,220	34,843,122	32,611,354	30,926,757	29,904,757	27,523,085
営業損失	12,748,584	12,920,396	12,063,826	11,037,267	10,584,219	8,966,599
営業外収益	237,250	168,065	291,515	190,464	152,576	157,523
営業外費用	7,277,412	9,220,603	8,937,841	7,881,995	7,157,136	4,033,151
経常損失	19,788,745	21,972,933	20,710,152	18,728,797	17,588,778	12,842,227
特別利益	-	-	-	3,746	-	2,500,000
特別損失	58,677	53,610	19,775	14,253	21,992	9,695
税引前当期損失	19,847,423	22,026,544	20,729,928	18,739,304	17,610,771	10,351,923
法人税、住民税及び事業税	2,869	2,914	2,914	2,914	2,914	2,914
当期損失	19,850,293	22,029,458	20,732,842	18,742,218	17,613,685	10,354,837
前期繰越損失	12,543,134	32,393,427	54,422,886	75,155,728	93,897,946	111,511,631
当期末処理損失	32,393,427	54,422,886	75,155,728	93,897,946	111,511,631	121,866,468

企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書(昭和35年6月20日大蔵省企業会計審議会中間報告)第三によれば、「減価償却計画の設定に当たつて予見することのできなかつた新技術の発明等の外的事情により、固定資産が機能的に著しく減価した場合には」、臨時償却費として「剰余金計算書における前期損益修正項目として処理する」とされている(企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三 第一三)。

特別利益は、2-2-5で述べた国際コンベンション・リゾートみやぎき振興基金からの交付金25億円である。

$$\begin{aligned} \text{税引後当期損失} &= \text{経常損失} \\ &+ (\text{特別損失} - \text{特別利益}) \\ &- \text{法人税、住民税および事業税} \end{aligned}$$

次に、総資本経常利益率をみてる。ここでの総資本は、期首残高と期末残高の平均である期中

平均を用いる。総資本経常利益率は、一般に8%が理想とされる<sup>46)</sup>が、1999年度におけるリゾートホテル<sup>47)</sup>では、0.6%である<sup>48)</sup>。

$$\text{総資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}}$$

そして、総資本に対する効率性を示す総資本回転率をみてる。総資本回転率は、製造業では1.0[回]が目標とされる<sup>49)</sup>が、1999年度におけるリゾートホテルでは0.67[回]である<sup>50)</sup>。ここでも総資本は、期首残高と期末残高の平均である期中平均を用いる。

46) 森田松太郎『ビジネス・ゼミナール経営分析入門』97頁(日本経済新聞社、第3版、2002年)

47) 3-3-1参照。

48) 『日本ホテル年鑑II西日本編』1896-1897頁(オータパブリケーションズ、2001年版、2001年)

49) 森田・前掲注46)・経営分析172頁

50) 前掲注48)・日本ホテル年鑑1896-1897頁

$$\text{総資本回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{総資本}}$$

図3に、フェニックスリゾートの第6期から第12期（1993年4月1日から2000年3月31日）における収益性として、総資本経常利益率および総資本回転率を示す。

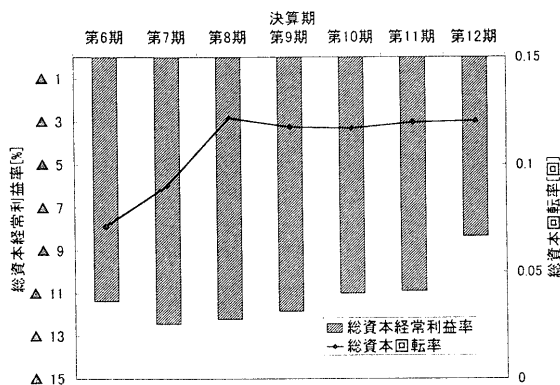


図3 フェニックスリゾートの収益性  
(1993年4月1日～2000年3月31日)

### 3-2-2 フェニックスリゾートの健全性

ここでは、支払資金の状態を示す流動比率および自己資本比率をみる。

まず流動資産とは、現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によって生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産および期限が1年以内に到来する債権をいう（企業会計原則 第三貸借対照表原則 四（一）資産 A）。そして、前払費用で1年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとされる（同）。次に流動負債とは、取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務および期限が1年以内に到来する債務である（企業会計原則 第三貸借対照表原則 四（二）負債 A）。そして、引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常1年以内に使用される見込のものは流動負債に属するものとする（同）。

流動比率は、「1年以内ないし通常の営業循環の中で返済すべき負債に対し、1年以内ないし通常の営業循環の中で現金化して負債の返済に充当しうる資産の倍率」<sup>52)</sup>を示すものである。流動比率は、高いほうが流動負債の返済能力が高く、200

％が一応の目安とされている<sup>52)</sup>。しかし実際には、適正に資金繰りの管理が行われていれば流動負債の2倍の流動資産を保有する必要はないことから、「通常は100％を上回っていればまずまず」<sup>53)</sup>とされる。また、1999年度におけるリゾートホテルのそれは29.5%である<sup>54)</sup>。

なお、フェニックスリゾートの貸借対照表に受取手形および有価証券という科目がないことから、当座資産を現金・預金と売掛金の合計とする。

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$$

次に、自己資本比率をみる。自己資本比率は「60％が妥当な数値」<sup>55)</sup>といわれるが、1999年度におけるリゾートホテルのそれは1.1%である<sup>56)</sup>。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(資本)}}{\text{使用総資本}}$$

図4に、フェニックスリゾートの第6期から第12期（1993年4月1日から2000年3月31日）における健全性として、流動比率、および自己資本比率を示す。

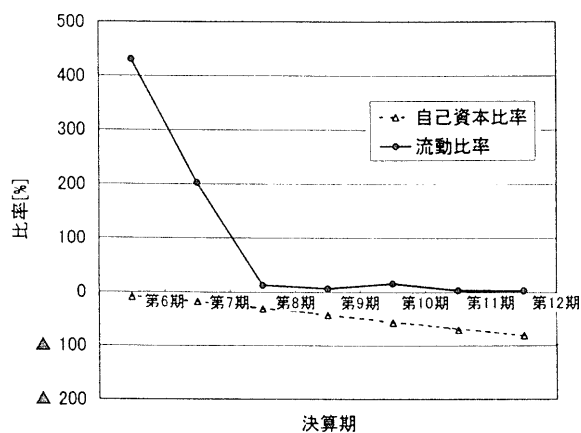


図4 フェニックスリゾートの健全性  
(1993年4月1日～2000年3月31日)

### 3-2-3 フェニックスリゾートの成長性

ここでは、売上高の伸びをみる。

$$\text{売上高の伸び} = \frac{\text{売上高} - \text{前年度売上高}}{\text{前年度売上高}} \times 100$$

図5に、フェニックスリゾートの第6期から第

52) 桜井・前掲注51)・財務諸表分析147頁

53) 川口 勉『Q&A 経営分析の実際』60頁（日経文庫、第2版、1997年）

54) 前掲注48)・日本ホテル年鑑1896-1897頁

55) 森田・前掲注46)・経営分析72頁

56) 前掲注48)・日本ホテル年鑑1896-1897頁

57) 醍醐・前掲注17)・自治体財政88頁

51) 桜井久勝『財務諸表分析』146頁（中央経済社、1996年）

12期（1993年4月1日から2000年3月31日）における売上高および売上高の伸びを示す。

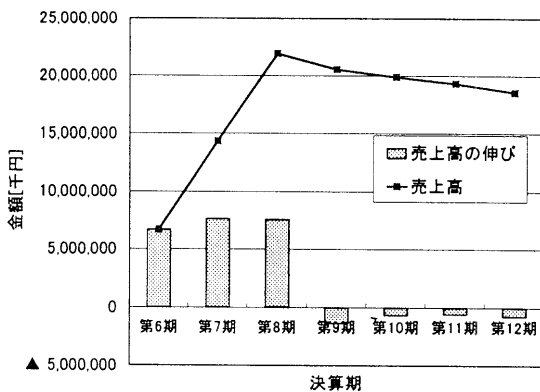


図5 フェニックスリゾートの売上高  
(1993年4月1日～2000年3月31日)

以上、フェニックスリゾートにおける貸借対照表および損益計算書から、同社の収益性、健全性および成長性を分析した。表5に、これら分析結果のまとめを示す。同表から、同社の収益性、健全性および成長性は、サービス業全体から比較して、いずれも著しく劣っていたことがわかる。

### 3-3 第三セクター法人における経営分析についての私見

以上のことは、同社が営業を開始した第6期（1993年度）から会社更生法申請前の第12期（1999年度）の間に経営改善を試みたにもかかわらず、実効性のある改善ができなかったことを示している。筆者は、その理由として、固定負債のうち長期借入金が多額であった（第12期において129,341百万円）ことであると考えられる。これらのことから、フェニックスリゾートの倒産原因とし

て、事業開始の計画自体に無理があったといえる。

前述のように、同社はリゾート法適用第1号として営業を開始した。このときの営業計画の詳細は明らかではないが、利益が十分に見込めるまたは地域において有効性を発揮できるとの判断から事業に参入したはずである。しかし、この評価基準が確立されたものではないために、事業に参入してから赤字が拡大することになったと考える。

なお、本稿においては、有効性を考慮した第三セクター法人の財務分析の指標について明らかにすることはできないが、今後の検討課題とする。

#### 3-3-1 ホテル業界における比較

1-4で述べたように、フェニックスリゾートの事業所には、ホテルオーシャン45に代表される宿泊施設とオーシャンドームに代表されるスポーツ・娯楽施設がある。ここでは、ホテルオーシャン45の第12期（1999年4月1日から2000年3月31日）と1999年度総売上高上位6者のホテル<sup>58)</sup>とを比較する。

旅館業法（昭和23年7月12日法律138号）によれば、ホテル営業とは、洋式の構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業および下宿営業以外のものをいう（旅館業法第2条第2項）。ホテルは「立地条件によって」<sup>59)</sup>、大都市の中心地域にある「シティホテル」とリゾート地にありレジャー施設を併設する「リゾートホテル」に区分される。そして、経営形態でみると「単独ホテル経営」と「チェーンホテル経営」に区分される<sup>60)</sup>。また、ホテルの営業部門には、客室を中心とする宿泊部門、レストランや宴会場を中心とする飲食部門お

表6 フェニックスリゾートの財務分析（1993年4月1日～2000年3月31日）

項目	第6期 1993.4.1 ～1994.3.31	第7期 1994.4.1 ～1995.3.31	第8期 1995.4.1 ～1996.3.31	第9期 1996.4.1 ～1997.3.31	第10期 1997.4.1 ～1998.3.31	第11期 1998.4.1 ～1999.3.31	第12期 1999.4.1 ～2000.3.31	リゾートホテル 1999.4.1 ～2000.3.31
収益性								
税引後当期損益[千円]	▲ 10,678,992	▲ 19,850,293	▲ 22,029,458	▲ 20,732,842	▲ 18,742,218	▲ 17,613,685	▲ 10,354,837	▲ 146,255
総資本経常利益率[%]	▲ 11.4	▲ 12.4	▲ 12.2	▲ 11.9	▲ 11.0	▲ 10.9	▲ 8.3	0.6
総資本回転率[回]	0.07	0.09	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.67
健全性								
流動比率[%]	430.56	202.70	12.48	6.37	15.60	3.39	3.09	29.5
自己資本比率[%]	▲ 9.2	▲ 17.3	▲ 31.0	▲ 42.8	▲ 56.6	▲ 70.6	▲ 80.7	1.1
成長性								
売上高[千円]	6,693,175	14,333,636	21,922,726	20,547,528	19,889,489	19,320,537	18,556,485	-
売上高の伸び[千円]	6,693,175	7,640,461	7,589,090	▲ 1,375,198	▲ 658,039	▲ 568,952	▲ 764,052	-
1株当たり当期損失[千円]	▲ 1,179.83	▲ 3,308.38	▲ 3,671.58	▲ 3,455.47	▲ 3,123.70	▲ 2,935.61	▲ 1,725.81	-

(注) リゾートホテルは、次のデータを使用した。日本ホテル協会「平成11年度全国主要ホテル経営実態調査」、さらに、『日本ホテル年鑑II(西日本編)1889-1897頁(オータパブリケーションズ、2001年版、2001年)』

58) 前掲注48)・日本ホテル年鑑1906-1907頁

59) 井上・前掲注25)・ホテル会計4頁

60) 井上・前掲注25)・ホテル会計4頁

よび売店等付帯施設を中心とするその他の部門がある。わが国のホテル業界の特徴は、(1)飲食部門に比較して宿泊部門の収入構成比が低い、(2)人件費率が高い、(3)収益力が低い、といわれる<sup>61)</sup>。

ホテルオーシャン45は、フェニックスリゾートがチェーンホテル経営するリゾートホテルであるといえる。しかし、ホテルの経営指標として重要な客室稼働率については、フェニックスリゾートは明らかにしていない。

$$\text{客室稼働率} = \frac{\text{合計宿泊客室数}}{\text{客室総数}}$$

前述のように、ホテルの経営形態はそれぞれ異なることから、各ホテルの利益については単純な比較はできない。しかし、ここでは簡単のため、各ホテルの売上高に注目する。また、前述のようにホテル業では総資産の多くが有形固定資産であることから<sup>63)</sup>、単位面積当たりの売上高が、経営上の指標となる。図7に、ホテルオーシャン45と他ホテルにおける延床面積および客室数を示す。同図から、ホテルオーシャン45は、第6位のシェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルと延床面積および客室数において、ほぼ同規模であることがわかる。図8に、1999年度の総売上高および1m<sup>2</sup>当たりの総売上高を示す。年間総売上高においては、第1位の帝国ホテル東京が429億1,400万円であり、第6位のシェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルが211億5,100万円である。これに対し、ホテルオーシャン45のそれは、65億6,500万円である。年間の1m<sup>2</sup>当たりの総売上高をみると、ホテルオークラは221,824円であり、シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルは198,656円である<sup>64)</sup>。これに対し、ホテルオーシャン45のそれは、57,919円である。同図から、フェニックスリゾートの主な事業所であるホテルオーシャン45における1999年度売上高および1m<sup>2</sup>当たりの総売上高は、上位6者と比較して著しく劣っていたことがわかる。

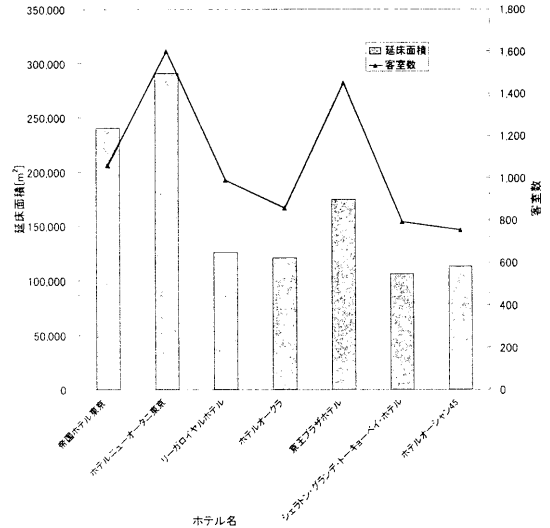


図7 ホテルオーシャン45および他ホテルにおける規模

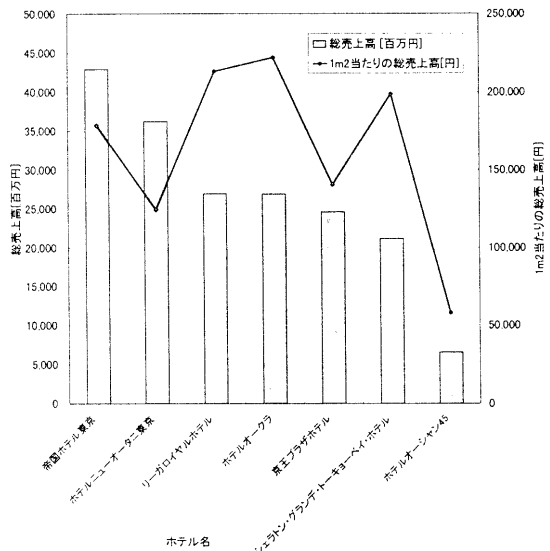


図8 ホテルオーシャン45および他ホテルにおける売上高

### 3-3-2 第三セクター法人の支援とその効果

宮崎県は、平成11年度(1999年度)までにフェニックスリゾートの売上高が約1,213億円あり、その売上に伴う経済波及効果は約1,600億円であるとしている<sup>65)</sup>。さらに同県は、25億円の補助金の支援効果について、「シーガイアの一体的な事

61) 土井久太郎『よくわかるホテル業界』19頁(日本実業出版社, 最新版, 2002年)

62) 土井・前掲注61)・ホテル業界73頁

63) 井上・前掲注25)・ホテル会計29頁

64) 同年度において1m<sup>2</sup>当たりの総売上高が最も高いものは、山の上ホテルの342,013円である。前掲注49)・ホテル年鑑1920頁

65) 宮崎県「シーガイア再建の取り組み等について」県広報みやざき平成13年8月号(2001年), さらに、宮崎県総務部広報聴課「県広報みやざき8月号(シーガイア再建)」宮崎県ホームページ(<http://www.pref.miyazaki.jp/soumu/kouhou/komiya/0108/sp3.htm>, 2003年1月8日現在)

業の継続」<sup>66)</sup>が可能となり、(1)宮崎県観光・リゾートの振興、(2)国際化の一層の進展、(3)雇用や取引の場の存続、(4)334億円の経済波及効果、(5)コンベンション・スポーツランドの促進、という効果があるとしている。前述のように、第三セクター法人を設立する際には、その事業自体が赤字であってもその効果が十分得られるのであれば、事業に参入することも考えられる。しかし事業の効果の算出については、明確な基準はなく、宮崎県によるフェニックスリゾートにかかる補助金の効果の算出根拠は必ずしも明確ではないと考える。

さらに、地方公共団体が第三セクター法人を支援する際に、損益分岐点分析を用いて業績を予測するべきであろう<sup>67)</sup>。しかし、損益分岐点分析においても、厳密には、費用を固定費と変動費に分けることは困難であることから、第三セクター法人の経営分析に有効に活用できるか否かは、詳細な検討を要する。しかし、第三セクター法人の売上および費用を分析して、どの商品について経営改善をするべきかを選定し、改善後の経営状態を予想したうえで、最適な地方公共団体の支援策を策定するべきであろう。

#### 第4章 結 論

以上、フェニックスリゾートの事例について、主に会計分析および財務分析から論じてきた。その結果、同社の事業計画が不適切であり、さらに住民への会計情報公開の遅れから、経営悪化が進展するとともに、地方公共団体が出資以外に補助金を投入することになったことがわかった。したがって、第三セクター法人について、次のことがいえる。

1 第三セクター法人のうち株式会社の形態をとるものは、株主、顧客および従業員ばかりではなく、地域住民にも会計情報を公開するべきである。

2 地方公共団体が第三セクター法人の支援策を策定する際には、当該法人の経営分析を実施し、支援後の経営状態を予想するべきである。

そして、1-4で述べたように、第三セクターによるリゾート開発の背景には、いわゆる「リゾート法」に基づくリゾート開発がある。このリゾート法より先に「民活法」の名で知られる、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備促進に関する臨時措置法（昭和61年5月30日法律第77号）の制定が、一定の条件を充足する第三セクターもしくはそれが行うプロジェクトに対して財政上の特別措置を講じる仕組みの導入の契機となった<sup>68)</sup>。民間活力の活用によりリゾートが取り上げられた理由は、土地開発業者が大都市圏にかわる投資先として、地方の土地を求めたことがあげられる。そして、土地開発業者は、地方でのリゾート開発には膨大な資本が必要であっても、長期にわたって資本を回収すると同時に資産価値を高めることができると考えたのであろう<sup>69)</sup>。

このリゾート法による「バブル期に策定されたリゾート計画は現実から遊離していた」<sup>70)</sup>との批判がある。リゾート法は、第三セクター法人へ補助金を投入するものである。筆者は、地方公共団体が第三セクター法人に対して補助金を交付する場合には、公共性はもとより、損益分岐点分析により、支援の方法を考えるべきであると考え。そして、支援しても経営改善が見込めないことがあらかじめ判明した場合には、補助金を交付すべきではなく、早期に倒産処理を模索するべきである。

(平成15年2月7日受理)

66) 宮崎県「シーガイア再建の取り組み等について(2)」県広報みやざき平成13年9月号(2001年)、さらに、宮崎県総務部広報広聴課「県広報みやざき9月号(シーガイア再建2)」宮崎県ホームページ(<http://www.pref.miyazaki.jp/soumu/kouhou/komiya/0109/sp3.htm>、2003年1月8日現在)

67) 讀谷山洋司『第三セクター明日への課題—経営改善・情報公開・破たん処理』83頁(ぎょうせい、1999年)

68) 今村都南雄「第三セクターの概念と国会審議」財団法人行政管理研究センター監修、今村都南雄編著『「第三セクター」の研究』25頁(中央法規出版、1993年)

69) 本間義人『国土計画を考える—開発路線のゆくえ—』130頁(中公新書、1999年)

70) 毎日新聞社「シーガイア破たん 無責任三セク、深く反省を」毎日新聞(東京)2001年2月21日、さらに、毎日新聞社「Mainichi INTERACTIVE 社説」毎日新聞社ホームページ(<http://www.mainichi.co.jp/eye/shasetsu/200102/21-2.html>、2003年1月8日現在)